

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る
費用回収の取組（中間報告）

平成23年9月

岐阜市環境事業部

目 次

はじめに	1
第1編 費用の請求及び回収の取組.....	2
第1章 債権の種類	2
第2章 事務管理費用.....	2
1 事務管理費用の成立要件	2
2 事務管理費用の請求内容	3
3 民事保全法に基づく財産仮差押え	3
4 根抵当権の設定	3
5 費用回収の実績	3
第3章 不法行為による損害賠償	3
1 不法行為による損害賠償の成立要件	3
2 不法行為による損害賠償の請求内容	4
3 不法行為による損害賠償請求訴訟の提起	4
第4章 行政代執行に要した費用	4
1 行政代執行の着手.....	4
2 納付命令の発出	5
3 行政代執行に要した費用の回収.....	7
4 費用回収の実績	8
第5章 今後の費用回収の取組方針.....	8
第2編 排出事業者の責任追及等	9
第1章 排出事業者への責任追及	9
1 排出事業者等による廃棄物の自主撤去	9
2 自主撤去に代わる金銭の拠出	9
3 排出事業者への行政処分	9
第2章 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策基金の設置	9
第3編 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案費用回収対策委員会の助言に基 づく取組	10
第1章 委員会の設置.....	10
1 委員会の設置目的.....	10
2 委員の構成	10
3 委員会の開催.....	10
第2章 委員会の助言によるこれまでの取組	10
1 財産調査.....	10
2 不法投棄行為者等との交渉.....	11
3 関連会社への責任追及.....	11
4 不法行為による損害賠償請求訴訟の提起	11
おわりに ~今後の取組について~	13

はじめに

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案（以下「本事案」という。）については、平成 16 年 3 月の岐阜県警察の強制捜査以降、対策事業による市民の安全・安心の確保と不法投棄行為者等に対する責任追及に取り組んできた。

本市は、市民の安全・安心の確保を第一として、現在、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号。以下「産廃特措法」という。）による「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づく行政代執行を進めている。

一方で、責任追及の基本的な方針として、まず、持ち込まれた産業廃棄物は不法投棄行為者をはじめ排出事業者等に撤去させることとしてきた。この方針に基づき、廃棄物を撤去させるための措置命令を不法投棄行為者等に発出し、廃棄物の一部を撤去させた。また、廃棄物の撤去を排出事業者等に要請した結果、全国的にも例のない規模の自主撤去が行われた。こうした廃棄物の撤去は合計で 135,204 m³、金銭の拠出で換算すると約 24 億円相当となり、排出事業者等から拠出された金銭と合わせて約 25 億円相当と推計される。

現在実施している行政代執行は、上記による廃棄物の撤去が行われたことにより、事業費が約 100 億円という計画規模で進めることが可能となったといえる。

行政代執行に要する費用については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 19 条の 8 第 5 項において準用する行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号。以下「代執行法」という。）により、国税滞納処分の例による徴収が認められている。しかしながら、現実には産廃特措法の適用を受けて事業に取り組んでいる本市以外の 12 の自治体においても、費用回収が困難な状況にあると聞き及んでいる。本市でも、実施計画に基づく行政代執行に要する費用が約 100 億円と見込まれ、厳しい現実に直面することが予想されるが、費用回収に強い意思をもって積極的に取り組むこととした。

そこで取組の成果を上げるため、弁護士 3 名、司法経験者 1 名、その他学識経験者 1 名で構成される「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案費用回収対策委員会」（以下「委員会」という。）を平成 21 年 1 月に設置し、費用回収を進めるためのより専門的な助言を得るとともに、平成 21 年度から職員 2 名と嘱託員 2 名を費用回収業務の専任として配置し、組織の強化を図った。

なお、委員会はできる限り多くの費用を回収するため、責任追及の相手方に検討内容等が伝わらないよう非公開で開催することとし、現在までに 8 回開催した。これまでに委員から得られた指導・助言等は、債務者の預金の払戻しや不動産差押え等費用回収業務に大きな役割を果たしてきた。

本報告書は、責任の存在する不法投棄行為者及び不法投棄行為者の関連会社（以下「関連会社」という。）に対し、納付命令を発出する等、責任追及において一区切りがついたことから、これまでの取組経過についてまとめたものである。

なお、本報告書中の不法投棄行為者等からの回収額、排出事業者等からの金銭の拠出額は、平成 23 年 7 月末日現在のものである。

第1編 費用の請求及び回収の取組

第1章 債権の種類

本市は、本事案に要した費用を「事務管理費用」、「不法行為による損害賠償」、「行政代執行に要した費用」の3つの債権に分け、不法投棄行為者等に請求している。

債権は、行政代執行実施前に行った本事案による環境への影響調査等に要した費用のうち、不法投棄行為者の承諾が得られた調査費用等を「事務管理費用」として、また承諾が得られなかった調査費用等を「不法行為による損害賠償」としている。さらに、行政代執行を実施する中で要した費用を「行政代執行に要した費用」としている。

表1 各債権の根拠法

債権	請求（根拠法）	回収（根拠法等）
事務管理費用	民法(明治29年法律第89号)第702条 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。	提訴 勝訴 裁判所への執行申立て(差押え) という民事上の手続を要する。
不法行為による損害賠償	民法 第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。	
行政代執行に要した費用	廃棄物処理法 第19条の8 第2項 都道府県知事は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。	廃棄物処理法 第19条の8 第5項 前3項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。 代執行法 第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。 第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

第2章 事務管理費用

1 事務管理費用の成立要件

本市は、本事案の判明後、直ちに不法投棄された廃棄物による水質及び土壌への影響を把握するための調査(以下「緊急調査等」という。)に着手した。

この緊急調査等に要した費用は、(株)善商に民法第702条第1項に基づき事務管理費用として請求することとした。

なお、事務管理費用として請求するためには、(株)善商の意思及び利益に適合することが要件となるため、本市は調査を行うこと及び内容についてあらかじめ

め(株)善商の承諾を得た。

2 事務管理費用の請求内容

(株)善商に対し事務管理費用として請求した緊急調査等に要した費用は、表2のとおりである。このうち、1,000,000円を平成16年12月に回収した。

表2 事務管理費用として請求した費用

項目	実施期間	請求年月	請求額
産業廃棄物不法投棄現場汚染状況等調査	H16.3～H16.8	H16.9	37,674,000円
産業廃棄物不法投棄現場周辺環境調査	H16.3～H16.9	H16.11	17,587,962円
不法投棄現場斜面モニタリング調査	H16.5～H17.3	H20.3	5,334,000円
不法投棄現場排水溝復旧修繕	H19.12	H20.3	157,500円
合計			60,753,462円

3 民事保全法に基づく財産仮差押え

事務管理費用を保全するために(株)善商の所有する表3の財産について、平成16年9月に岐阜地方裁判所に対し、民事保全法(平成元年法律第91号)に基づく仮差押命令の申立てを行い、仮差押えを行った。

表3 仮差押えを実施した財産

財産	備考
重機	
ダンプ	解除(250,000円を回収)
選別ライン及び破碎施設	
事務所建物	
預金	解除(130,000円を回収)

仮差押えを行った財産の一部を処分させ、平成17年3月までに380,000円を回収した。

4 根抵当権の設定

本市は、不法投棄行為者等から事務管理費用を確実に回収するため、担保提供の交渉等財産保全措置を積極的に行った。

(株)善商に対し、事務管理費用に対する担保の提供を求め、平成17年8月に表4の土地に本市を債権者とする極度額60,000,000円の根抵当権を設定した。

表4 根抵当を設定した土地

財産	筆数	面積	内容
(株)善商所有地(現場内)	24	22,830.34 m ²	根抵当権設定
(株)善商役員所有地(現場内)	2	10,760 m ²	根抵当権設定

なお、(株)善商所有地のうち16筆に(株)善商の実質的経営者に対する先順位の根抵当権が設定されていたが、本市の求めに応じて解除された。

5 費用回収の実績

以上のとおり、これまでの事務管理費用の回収額は合計で1,380,000円である。

第3章 不法行為による損害賠償

1 不法行為による損害賠償の成立要件

本市は、不法投棄された廃棄物の組成が生活環境に与える影響を詳細に把握

するための調査等（以下「詳細調査等」という。）を実施した。詳細調査等に要する費用についても緊急調査等と同様に請求を行う旨を(株)善商に通知したが、承諾されなかったため事務管理費用として請求することはできなかった。

しかしながら、詳細調査等に要した費用は不法投棄を原因として発生した本市の損害であり、不法投棄行為者等に厳格な姿勢で臨むべきであるため民法第709条に基づく不法行為による損害賠償として請求することとした。

2 不法行為による損害賠償の請求内容

本事案による不法投棄の有罪判決を受けた者（(株)善商及び同社役員等3名、ニッカン(株)役員等2名、その他1名）に対し、損害賠償として請求した詳細調査等に要した費用は、表5のとおりである。

表5 不法行為による損害賠償として請求した費用

項目	実施期間	請求額
産業廃棄物不法投棄現場汚染状況等詳細調査	H16. 9～H17. 4	239,053,500円
産業廃棄物不法投棄現場水質等モニタリング調査	H17. 4～H18. 3	18,427,500円
産業廃棄物不法投棄現場斜面モニタリング調査	H17. 4～H18. 3	5,932,500円
産業廃棄物不法投棄事案に係る対策検討資料作成	H17. 8～H18. 3	12,579,000円
産業廃棄物の不法投棄事案の支障除去に係る現地調査及び対策工検討	H18. 9～H19. 3	18,627,000円
産業廃棄物の不法投棄現場燃焼ガス発生状況調査	H18. 9～H19.12	22,417,500円
産業廃棄物の不法投棄事案の支障除去に係る基本設計	H18.10～H20. 2	19,845,000円
地表面ガス及び環境大気調査	H19. 5～H19. 7	4,729,200円
産業廃棄物の不法投棄現場ガス観測井設置等	H19. 5～H19. 7	1,764,000円
産業廃棄物の不法投棄事案に関する技術専門会議検討資料等作成	H19. 4～H20. 3	5,901,000円
産業廃棄物の不法投棄現場孔内温度調査等	H19.12～H20. 3	14,437,500円
合 計		363,713,700円

3 不法行為による損害賠償請求訴訟の提起

本市の損害賠償請求に対して、納付されないため催告を行ってきたが、未だに納付されていない。

損害賠償の請求権は、民法第724条の規定により3年で時効により消滅することから、請求権を消滅させないため、不法投棄行為者等に対し、平成23年5月に不法行為による損害賠償請求訴訟を提起した。

第4章 行政代執行に要した費用

1 行政代執行の着手

(株)善商に対し、不法投棄された廃棄物が周辺環境に与える影響等を把握するためのモニタリング調査を命じる措置命令を平成18年4月に発出した。しかし、着手期限を過ぎても着手されなかったことから、廃棄物処理法第19条の8第1

項第 1 号の規定により、行政代執行に着手した。

また、(株)善商及び同社役員等 3 名、ニッカ(株)及び同社役員等 2 名に対し、不法投棄された廃棄物の撤去を命じる措置命令を平成 18 年 4 月に発出した。この措置命令により一部の廃棄物は撤去されたが、(株)善商役員等 2 名が実刑判決を受けたことにより撤去の継続が見込めなくなった。さらに、燃焼ガス発生状況調査により廃棄物層内部の燃焼及びこれに伴う高濃度のダイオキシン類の生成が確認されたことから、この状況に速やかに対応するため、廃棄物層内部の燃焼の消火及びダイオキシン類に汚染された廃棄物の除去等を目的とした実施計画を策定し、行政代執行による対策工事に着手した。

2 納付命令の発出

行政代執行に要した費用を請求するため、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 5 項において準用する代執行法第 5 条の規定により、納付命令を発出した。

(1) 不法投棄行為者への納付命令

(株)善商及び同社役員等 3 名、ニッカ(株)役員等 2 名に対し、納付命令を発出した。

(2) 不法投棄行為者の関連会社への納付命令

(株)善商らの不法投棄に深く関与していたことにより、関連会社 4 社に対し、納付命令を発出した。

(3) 排出事業者への納付命令

廃棄物の委託について違法性が確認できた排出事業者のうち、措置命令を履行しない事業者 1 社、自主撤去又は自主撤去に代わる金銭の拠出の要請に応じない事業者 1 社及び自主撤去が未完了の事業者 6 社に対し、納付命令を発出した。

表 6 本事案判明から措置命令発出までの主な経緯

年月日	経緯
H16.3.10	警察による(株)善商の強制捜査
H16.4.23	(株)善商の産業廃棄物処分業及び収集運搬業の許可取消処分
H16.4.27	(株)善商の施設設置許可の取消処分・産業廃棄物処分業の更新申請不許可処分
H16.5.28	(株)善商に対して、現場最上部に露出した廃棄物の撤去等を命じる措置命令発出
H17.3.28	環境詳細調査により廃棄物の総量判明(約 753,000 m ³)
H18.4.17	(株)善商及び同社役員等 3 名、ニッカ(株)及び同社役員等 2 名に対して、廃棄物の撤去等を命じる措置命令発出

表 7 納付命令発出までの経緯

年月日	モニタリング調査	廃棄物の撤去
H18.4.17	<u>措置命令発出</u> 【被命令者】(株)善商 【内容】モニタリング調査	<u>措置命令発出</u> 【被命令者】(株)善商及び同社役員等 3 名 ニッカ(株)及び同社役員等 2 名 【内容】廃棄物の撤去
H18.5.22	行政代執行着手	

年月日	モニタリング調査	廃棄物の撤去
H19.10.5	<u>納付命令発出</u> 【被命令者】(株)善商 【内容】平成18年度に要した費用 14,070,000円	
H20.3.25		行政代執行着手
H20.6.11	<u>納付命令発出</u> 【被命令者】(株)善商 【内容】平成19年度に要した費用 26,822,250円	
H21.1.26		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】(株)善商及び同社役員等3名 ニッカン(株)役員等2名は拠出金を充当 【内容】平成20年12月までに終了した 工事等に要した費用 57,865,500円
H21.6.4		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】(株)善商及び同社役員等3名 ニッカン(株)役員等2名は拠出金を充当 【内容】平成21年3月までに終了した 工事等に要した費用 207,049,409円
H22.6.1		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】(株)善商及び同社役員等3名 ニッカン(株)役員等2名 【内容】平成22年3月までに終了した 工事等に要した費用 1,158,530,352円
H23.6.6		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】(株)善商及び同社役員等3名 ニッカン(株)役員等2名 【内容】平成23年3月までに終了した 工事等に要した費用 1,977,129,789円
H23.6.17		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】排出事業者8社 【内容】平成23年3月までに終了した 工事等に要した費用
H23.8.12		<u>納付命令発出</u> 【被命令者】関連会社4社 【内容】平成23年3月までに終了した 工事等に要した費用
納付命令額の計		3,441,467,300円

3 行政代執行に要した費用の回収

(1) 納付命令発出前の費用回収

本事案の判明後、ニッカン(株)役員等に対し、自主撤去の要請を行ったところ、同役員等の弁護士から、現場の被害弁償金として12,652,482円を支払いたい旨の申出が平成17年11月にあり、平成18年1月に受領した。

また、ニッカン(株)は、破産手続が進められていたため、破産管財人に対し破産債権の配当を請求した。その結果、破産管財人が管理するニッカン(株)の資産総額約63,040,000円のうち、61,059,671円の配当を平成18年10月に受けることができた。

(2) 滞納処分

行政代執行に要した費用は、廃棄物処理法第19条の8第5項において準用する代執行法第6条の規定により、国税滞納処分の例により徴収することができるため被命令者のうち滞納となった(株)善商については平成19年11月に、同社役員等3名については平成21年3月に滞納処分に着手した。また、ニッカン(株)役員等2名については平成22年7月に滞納処分に着手した。

預金について

市内の金融機関に対し、(株)善商及び同社役員等3名の預金の有無について調査を行った。調査により判明した預金18口座を差し押さえ、258,158円を回収した。

また、全国の金融機関(銀行、外国銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協及び漁協)に対し、(株)善商及び同社役員等3名とニッカン(株)役員等2名の預金の有無について調査を行った。調査により判明した預金12口座を差し押さえ、計2,475,626円を回収した。

なお、金融機関への出資金が3件、計2,329,500円判明したため、それらについても差し押さえ、そのうち1件を公売し、配当金を含め142,480円を回収した。

動産及び不動産について

(株)善商の所有する表8の財産について、行政代執行に要した費用を回収するため平成20年3月に差し押さえた。これに伴い、事務管理費用に係る民事保全法に基づく仮差押えを取り下げた。

平成20年7月に選別ライン及び破碎施設について公売を実施し、6,626,760円を回収した。

表8 差押えを実施した(株)善商の不動産及び動産

財産	備考
重機	
選別ライン及び破碎施設	公売(6,626,760円を回収)
事務所建物	

平成21年3月、(株)善商及び同社役員等3名について資産調査を行い、判明した表9の不動産について、平成21年5月及び9月に行政代執行に要した費用を回収するため差し押さえた。

表9 差押えを実施した不動産

財産	件数	面積	備考
(株)善商役員等所有地	38	47,450 m ²	
(株)善商役員等所有建物	3	850 m ²	

(株)善商及び同社役員が所有する表10の不動産については、事務管理費用の担保として本市を債権者とする根抵当権が設定されているが、所有権移転の防止及び時効の中断を図り、行政代執行に要した費用を回収するため、平成22年9月に差し押さえた。

表10 現場内の土地

財産	筆数	面積	備考
(株)善商所有地	24	22,830.34 m ²	根抵当権設定(事務管理費用)
			差押え(行政代執行に要した費用)
(株)善商役員所有地	2	10,760 m ²	根抵当権設定(事務管理費用)
			差押え(行政代執行に要した費用)

その他債権等について

ゴルフ会員権が1件、生命保険契約における解約返戻金が3件判明したため、それらを差し押さえ、計1,534,843円を回収した。

不法投棄行為者との交渉による納付について

不法投棄行為者に対して納付を強く求めた結果、不法投棄行為者から分割納付の申出があったため、これを認めた。毎月の分割納付により、これまでに計280,000円を回収した。

(3) 排出事業者からの費用回収

納付命令を発出した1社及び分割納付をしている1社から、これまでに計971,537円を回収した。

4 費用回収の実績

以上のとおり、これまでの行政代執行費用の回収額は合計で86,001,557円である。

第5章 今後の費用回収の取組方針

本事案判明以来、本件事案の解決に要した費用については、できる限り不法投棄行為者等に請求するという方針に基づき、行政代執行費用請求だけでなく民法による事務管理費用償還請求及び損害賠償請求等、あらゆる手法を駆使して費用請求を行い、滞納処分による差押え、公売、さらには損害賠償請求訴訟を提起する等して費用回収を行ってきた。

今後も不法投棄行為者等に対して粘り強く納付を求めていくとともに、各債権の根拠法に基づき、全体でできる限り多くの費用回収を行っていく。

第2編 排出事業者の責任追及等

第1章 排出事業者への責任追及

1 排出事業者等による廃棄物の自主撤去

本事案現場内に搬入された廃棄物を早期に撤去させるべく、持ち込んだ廃棄物を排出事業者等が自ら撤去するという自主撤去（以下「自主撤去」という。）を平成16年12月から開始し、平成23年4月まで実施した。

その間本市は、排出事業者等に対し、自主撤去の実施を強く要請した。

この結果、183社により撤去が行なわれ、平成23年4月30日までに131,092 m³が撤去された。

なお、平成23年5月以降、自主撤去を完了していない排出事業者等については、次項に述べる自主撤去に代わる金銭の拠出等により対応している。

表1-1 自主撤去の状況

実施事業者数		183社
内訳	撤去完了	166社
	撤去未完了	17社
撤去量合計		131,092 m ³

2 自主撤去に代わる金銭の拠出

排出事業者等の一部からは、応分の費用負担をもって自主撤去に代えたい旨の申出が多数寄せられたことから、廃棄物の撤去に代えて金銭の拠出を受け入れることとした。その結果、265社から合計101,850,977円を受け入れている。

3 排出事業者への行政処分

排出事業者等に対する調査等により、廃棄物の委託について違法性が確認できた排出事業者2社に対し、平成18年8月と平成19年1月に措置命令を発出した。

この2社により2,359 m³の廃棄物が撤去され、1社は措置命令の履行を完了した。

また、措置命令を履行していない1社、自主撤去又は自主撤去に代わる金銭の拠出の要請に応じない事業者1社及び自主撤去が未完了の事業者6社に対し、平成23年6月に納付命令を発出した。

現在、1社が納付したほか、分割納付している1社から、これまでに計971,537円を回収した。

第2章 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策基金の設置

本市は、本事案現場で実施する対策事業に要する費用に充てるため基金を設置し、本事案に係る事業者等からの納入金を積み立てている。

なお、平成22年度末の基金残高は、101,917,869円となっている。

第3編 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案費用回収対策委員会

の助言に基づく取組

本編は、第1編と重複する部分があるが、岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案費用回収対策委員会において検討され助言を受けた事項を取りまとめたものである。

第1章 委員会の設置

行政代執行に要した費用の回収については、納付命令に至るまでに不法投棄行為者により財産が費消されている可能性が高く、多くの自治体においても回収が難航している状況が見受けられた。

そのため本市では、財産保全や訴訟提起等の法手続、妨害排除、危機管理、滞納処分等についての専門的知識を有する委員から構成される組織を新たに立ち上げ、強力な体制で費用の請求・回収に臨むこととした。

1 委員会の設置目的

本事案の行政代執行等に要した費用について、被措置命令者その他の関係者から回収する方策等に関する助言を得ること。

2 委員の構成

弁護士…………… 3名

司法経験者…………… 1名

その他学識経験者…………… 1名

3 委員会の開催

平成21年1月から現在までに8回の委員会を開催し、費用回収にあたっての調査手法等について検討を行ってきた。

第2章 委員会の助言によるこれまでの取組

1 財産調査

(1) 裁判記録による調査

【助言】不法投棄行為者等の財産を調査するため、本事案についての刑事裁判に関する裁判記録を入手すること。

この助言を受け、平成21年5月に裁判記録を入手し、内容を精査した結果、ゴルフ会員権及び生命保険についての記述があった。この2点について調査を行い、計1,534,843円を回収した。

(2) 全国の金融機関への調査

【助言】不法投棄行為者等の預金等を調査するため、全国の金融機関に調査を行うこと。

この助言を受け、全国の金融機関（銀行、外国銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協及び漁協）に対し、本店又は各支店における預金の有無を調査し、12口座、計2,475,626円を回収した。

また、金融機関への出資金が、3件、計2,329,500円判明したためそれらを差し押さえた。そのうち1件を公売し、配当金を含め142,480円を回収した。

2 不法投棄行為者等との交渉

【助言】不法投棄行為者等に分割納付等をさせるため、積極的に交渉を行うこと。

この助言を受け、債務者に対して納付を強く求めた結果、債務者から分割納付の申出があったため、これを認めた。毎月の分割納付により、これまでに計280,000円を回収した。

また、(株)善商役員に債務承認書の提出を求めた結果、債務承認書が提出された。

一方、その他の債務者から具体的な納付計画は示されていない。

3 関連会社への責任追及

【助言】関連会社4社の責任の有無を確認するため、資料を収集し、責任追及について検討すること。

この助言を受け、裁判記録をはじめ、(株)善商の総勘定元帳等を調査・検討した。その結果、廃棄物処理法第12条第1項に定める産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分を行った者として、関連会社4社に対し平成23年8月に平成23年3月までの行政代執行に要した費用のうち責任のある費用の納付命令を発出した。

なお、滞納処分が着手可能となるまでの期間、関連会社4社の保有財産が処分されないようにするため、平成23年5月に岐阜地方裁判所に対し、民事保全法に基づく仮差押命令の申立てを行い、仮差押えを認める決定を受けた。

4 不法行為による損害賠償請求訴訟の提起

【助言】市が有する債権を保全するため、不法投棄行為者等に対して毅然とした姿勢を示すことが必要である。

詳細調査等に要した費用について平成 20 年 5 月に請求し、その後も催告を行ったが、いまだ支払われていない。

損害賠償の請求権は、民法第 724 条の規定により 3 年で時効により消滅することから、時効の中断を図るため不法投棄行為者等に対し債務承認書の提出を求めた。その結果、(株)善商については、平成 21 年 12 月に債務承認書が提出された。

しかし、他の不法投棄行為者等については、本市が支払を求める催告を継続しても債務の承認や損害金が支払われる見込みは低いため、市が有する債権を保全するうえで、損害賠償に係る時効の中断について委員会において助言を求めた。

委員からは、「行政代執行に要した費用の回収に注力することも考えられるが、行政としては不法投棄行為者等に対して毅然とした姿勢を示すことも必要である」との助言を受けた。

この助言を踏まえ、本市は不法投棄行為者等に対し、不法行為による損害賠償請求訴訟を提起することを決定し、平成 23 年 5 月に訴訟を提起した。

おわりに ～今後の取組について～

これまで本市では、持ち込まれた産業廃棄物は不法投棄行為者をはじめ排出事業者等に撤去させることを基本的な方針としてきた。この方針に基づき、廃棄物の撤去を要請した結果、全国的にも例のない規模の自主撤去が排出事業者等によって行われた。

また、不法投棄行為者等への責任追及の中で、これまでに不法投棄行為者及び排出事業者に対し、納付命令を発出してきた。

さらに今般、関連会社へも納付命令を発出したが、これも全国的に例のない取組である。行政処分の指針(平成 17 年 8 月 12 日付け環廃産発第 050812003 号)によれば、処分の対象は「不法投棄等を斡旋又は仲介したブローカーやこれを知りつつ土地を提供する等した土地所有者、無許可業者の事業場まで廃棄物を運搬した者、無許可業者に対して資金提供を行っていた者等、他人の不適正処分に関与した者が広く含まれるものである」とされているが、実際は不法投棄への関与が疑われる関係者が判明しても、その立証が困難であることから、納付命令の発出は断念せざるを得ないケースが多く存在している。

そうした中で、入手した裁判記録や(株)善商の帳簿類等を読み解き、各関連会社の不法投棄への関与を裏づけ、納付命令の発出が可能となったことは、委員会における委員の専門的見地からの助言の賜物である。

本市は、本事案に要した費用のうち、これまでに 87,381,557 円の費用回収の成果を上げることができた。

今後も、委員会における助言を最大限に活用し、本事案に要した費用を不法投棄行為者等に求め、できる限り多くの費用を回収するという強い意思をもって積極的に費用回収に取り組む決意である。

資料

平成23年7月末日現在

1 債権の請求及び回収

債権の種別	請求済額	回収済額	備考
事務管理費用	60,753,462円	1,380,000円	表2、表3、表4
不法行為に基づく損害賠償	363,713,700円	0円	表5
行政代執行に要した費用	* 3,441,467,300円	86,001,557円	表7、表8、表9、表10
合計	3,865,934,462円	87,381,557円	

* 実施計画においては平成24年度までの費用は、概算で99億9千万円を見込んでいる。

2 行政代執行以外による廃棄物の撤去

措置命令による撤去済量	4,112m ³	
自主撤去による撤去済量	131,092m ³	表11
合計	135,204m ³	撤去費用相当額 約24億円

3 拠出金

納付された拠出金の額	101,850,977円
------------	--------------

4 差押え中の財産一覧

【金銭差押え】

(株)善商	3円	預金差押え
	1,199,500円	出資金差押え
(株)善商役員	69,480円	預金差押え
	1,000,000円	出資金差押え
合計	2,268,983円	

【その他差押え】

(株)善商	土地24筆(地積計22,830m ²) 現場内
	事務所、ゲート、タイヤ洗場施設、油圧ショベル
(株)善商役員	土地12筆(地積計12,136m ²) 現場内2筆
	土地27筆(地積計44,266m ²)
	家屋3棟(床面積計850m ²)

5 基金積立額内訳

平成18年度積立額	73,712,153円
ニッカン(株)役員等の任意の拠出	12,652,482円
ニッカン(株)に対する措置命令を金銭に評価し、財団債権として請求したものに對し支払われたもの	61,059,671円
平成19年度積立額	31,536,414円
73,712,153円に對する運用益(6月～2月分利子)	149,503円
拠出金積立額	31,386,911円
平成20年度積立額	57,555,844円
105,248,567円に對する運用益(6月～2月分利子)	236,219円
拠出金積立額	57,319,625円
平成21年度積立額	4,045,497円
116,890,073円に對する運用益(6月～2月分利子)	145,464円
拠出金積立額	3,900,033円
平成22年度積立額	8,780,114円
93,137,755円に對する運用益(6月～2月分利子)	102,742円
拠出金積立額	8,677,372円
積立額合計	175,630,022円
平成20年度取崩額	45,914,338円
平成21年度取崩額	27,797,815円
取崩額合計	73,712,153円
基金残高	101,917,869円